

ワシントン協定加盟団体認定プログラム 修了者の国内での取り扱いについて

2022年1月31日

一般社団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）

公益社団法人 日本技術士会（IPEJ）

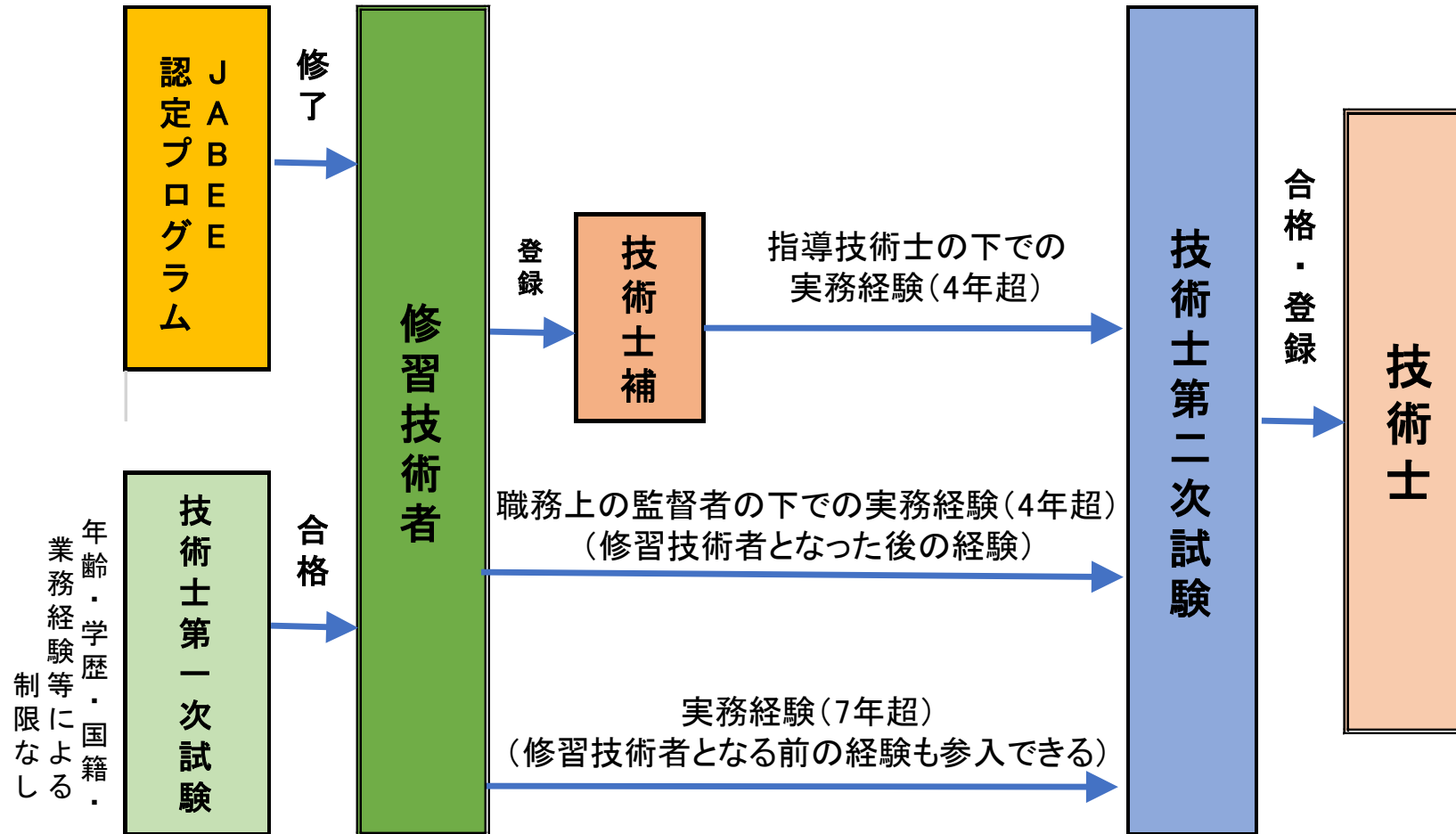
もくじ

1. これまでの経緯
2. 国際エンジニアリング連合
3. ワシントン協定 (Washington Accord)
4. 相互承認するための基本的な考え方と手順

これまでの経緯

- 日本においては、技術士第一次試験に合格した者が技術士第二次試験を受ける資格を有する（技術士法第4条、第6条）。
しかし、文部科学大臣が指定した課程（JABEE認定課程）を修了した者は、第一次試験を受験せずに、同資格を有する特例がある（法第31条の2第2項）。
- 技術者教育認定の国際的枠組みの考え方にて、ワシントン協定加盟団体の認定プログラム修了生は、他の加盟団体の同一分野のプログラム修了生と同等の専門教育を受けたものとして認め合うものとしている。
このような仕組みがない国は、相互承認の実現に向けて努力することとしている。
- このため日本の技術士制度においても、JABEE認定課程（プログラム）修了生だけでなく、JABEEと同じくワシントン協定に加盟する他国の団体が認定した課程の修了者に対しても、この特例を適用するための仕組みについて、検討を行ってきた。

技術士資格取得までの仕組み



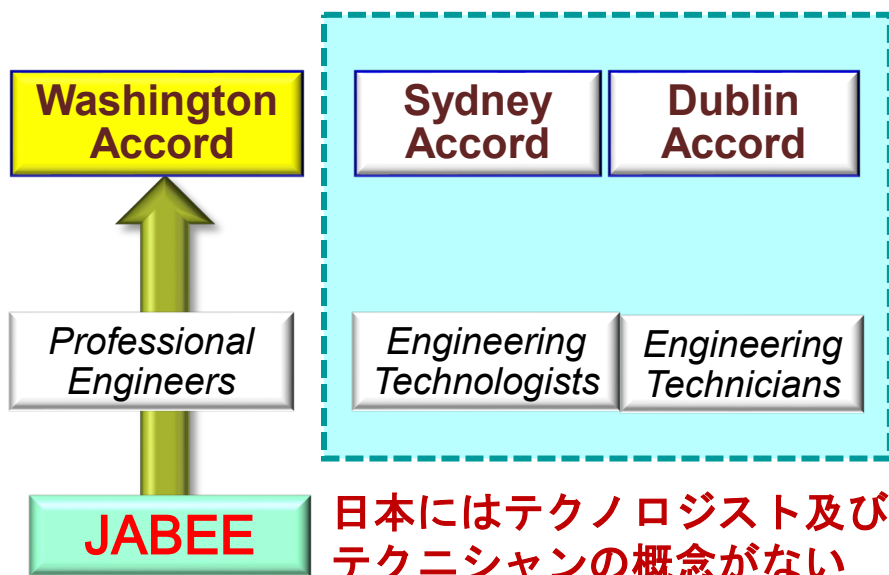
国際エンジニアリング連合 (IEA)

高等教育機関における教育の質保証・国際的同等性の確保と、専門職資格の質の確保・国際流動化は同一線上のテーマであるという観点のもとに結成・運営されている。

International Engineering Alliance (IEA)

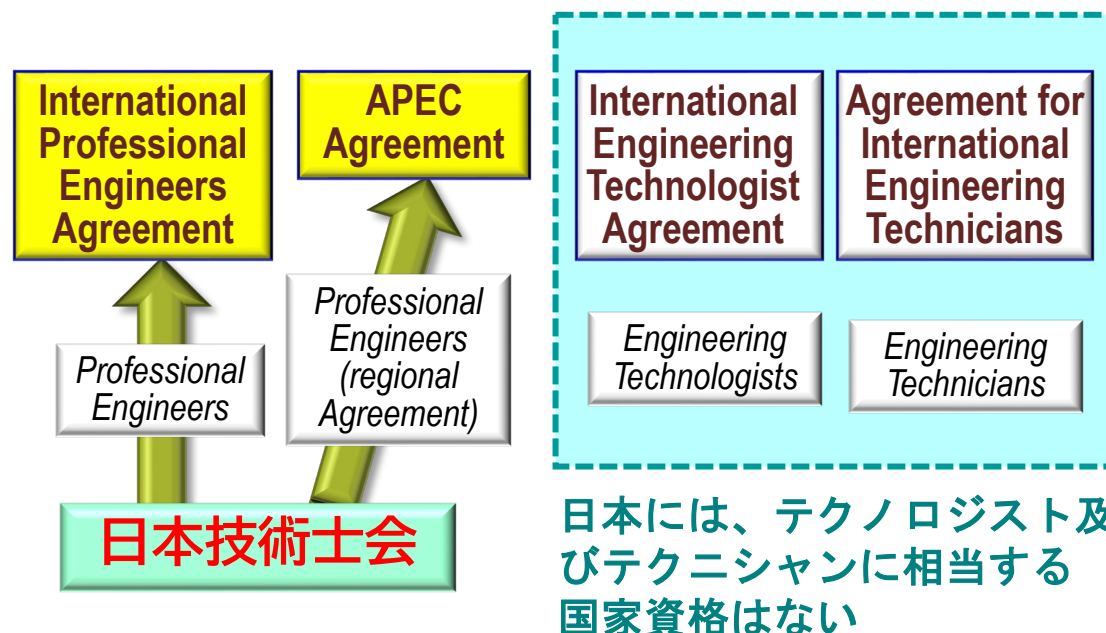
Educational Accords

(技術者教育認定に関する国際協定)



Competence Recognition/ Mobility Agreements

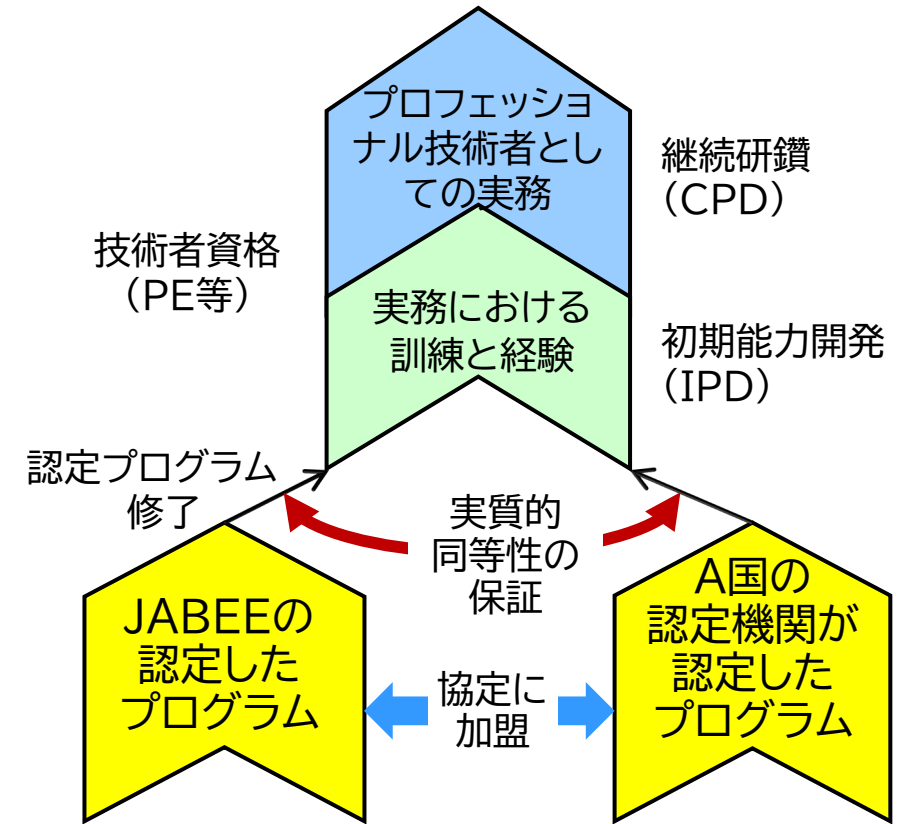
(専門職資格認定に関する国際協定)



技術者教育認定の国際的枠組み

	ワシントン協定	ソウル協定	キャンベラ協定
分野	エンジニアリング系全般 (情報系を除く)	情報(コンピューティング)系	建築設計・計画系
教育期間	4年以上の専門教育	3~4年	5年以上の専門教育
JABEE認定種別	エンジニアリング系 学士課程	情報専門系学士課程	建築系学士修士課程
加盟団体	21団体	9団体	10団体

ワシントン協定 米国、カナダ、英国、オーストラリア、アイルランド、 ニュージーランド、香港、南アフリカ、日本、シンガポール、 マレーシア、韓国、台湾、ロシア、インド、スリランカ、 トルコ、パキスタン、中国、ペルー、コスタリカ
ソウル協定 韓国、米国、オーストラリア、英国、カナダ、香港、台湾、 日本、メキシコ
キャンベラ協定 カナダ、中国、英国、香港、台湾、日本、韓国、メキシコ、 南アフリカ、米国



JABEEにより認定された技術者教育プログラムの修了生は、加盟団体の同一分野のプログラム修了生と同等の専門教育を受けたものとして認められます

ワシントン協定 (Washington Accord; WA)

- WAは、技術者教育の実質的同等性を相互承認するための国際協定である。
- この協定の目的は下記の通り：
 - IEAが定めた「学生がプログラム修了時に身につけるべき知識・能力」に基づいて各加盟団体が行う技術者教育認定の認定基準と審査の手順と方法の実質的同等性を相互に認め合う
 - 各加盟団体が認定した技術者教育プログラムは実質的に同等と見做す
 - 他国の加盟団体が認定したプログラムの修了者についても、自国・地域の認定団体が認定したプログラム修了者と同様に専門レベルで技術業を行うための教育要件を満たしていることを相互に認め合う
- 1989年11月に最初の6ヶ国・地域を代表する技術者教育認定団体が協定を結び、2005年6月に日本を代表する認定団体としてJABEEの正式加盟が認められた。
- 現在の加盟団体は21団体、暫定加盟団体は7団体である。
- WAは、非英語圏を含む世界の技術者教育認定団体の相互協定へと変遷・拡大している。

ワシントン協定加盟団体の国と地域

EUは教育期間の違い等によりWAに加盟せず、EU独自の協定（ENAE）を立ち上げている。



暫定加盟
バングラデシュ、チリ、メキシコ、フィリピン
インドネシア、ミャンマー、タイ

2021年6月現在
21の国と地域

相互承認するための基本的考え方

- JABEEは申請者から申請のあった海外認定プログラムについて、我が国のJABEE認定プログラムとの同等性ならびに対応する学部、学科名称及び技術部門について確認を行い、国内のプログラムと同等の審議プロセスを経て、JABEE認定を行う。申請者へは Endorsement Letterを発行する。事務手数料は、当座 USD500とする。
- 申請は随時受け付けるが、認定会議は毎年3月に開催されるため、各年度 11月末日を当該年度の締切日とし、申請者へのEndorsement Letterの発行は毎年3月末とする。Endorsement Letterの発行について日本技術士会に情報共有を行う。
- 海外認定団体のプログラムの有無について、JABEEが文科省のホームページ掲載内容更新のタイミングに合わせて毎年確認し、認定が終了したプログラムについては、ホームページにその旨を記載する手続きをとるものとし、またJABEEのウェブサイトにも掲載する。
- JABEEは本認定制度についてワシントン協定加盟団体に通知して協力を求める。JABEEのウェブサイトにも情報を掲載する。

JABEEが行う認定手順（1/2）

A) 当該プログラムについての申請者が1人目の場合

- ① 申請者からの申請書類をJABEEで受理
- ② 提出書類の確認と場合により追加提出要請
- ③ 海外認定プログラムの有効性・申請者の有資格性等の確認
- ④ 海外認定プログラムに対応する学部、学科名称（必要に応じて）及び技術部門の検討
- ⑤ 認定会議において、海外認定プログラムの認定案の審議および対応する学部、学科名称（必要に応じて）及び技術部門の承認
- ⑥ 認定会議において、申請者の資格要件の可否の審議・決定
- ⑦ 理事会において、海外認定プログラムの認定可否の審議・決定
- ⑧ 文科省への報告、ホームページでの公開
- ⑨ 申請者への Endorsement Letter 発行

JABEEが行う認定手順（2/2）

B) 前記プログラムの後続申請者の扱い（2人目以降の申請者）

- ① 申請者からの申請書類をJABEEで受理
- ② 提出書類の確認と場合により追加提出要請
- ③ 認定プログラムの有効性・申請者の有資格性等の確認
- ④ 認定会議で、プログラムの認定継続の確認と申請者認定の決定
- ⑤ 申請者への Endorsement Letter 発行

（注）プログラムの認定は理事会で、申請者の認定は認定会議で
審議・決定として整理する

プログラム認定等の手順比較

	国内プログラムの認定・審査	海外認定プログラム修了者の認定 (初めての認定プログラムの場合)	海外認定プログラム修了者の認定 (すでに認定済みプログラムの場合)
	3月1日～3月31日 認定申請受付	前年12月1日～当年11月30日申請受付	←
7月1日	自己点検書提出		
7月～9月	自己点検書に基づく書面審査		
	実地審査		
9月～11月上旬	プログラム点検書作成		
10月～12月	審査報告書作成		
12月～1月	分野別審査委員会での調整審議	申請者の有資格性／認定プログラムの有効性等確認	←
2月上旬～中旬	認定・審査調整委員会での調整審議	対応する学部、学科名称及び技術部門の指定案確認	
	最終審査報告書作成		
2月下旬	認定会議による認定可否案の審議	認定会議による認定可否案の審議	認定会議による認定継続確認審議
3月上旬	理事会による承認	理事会による海外認定プログラムの認定の承認	
3月中旬～下旬	プログラムへの審査結果通知	申請者へEndorsement Letter送付等結果通知	←
3月末	文部科学省への報告(HPに公開)	←	